

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 7 月 17 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	マラウイ及びアフリカ諸国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

マラウイでは過去 20 年間、栄養不良の割合が減少してきた。しかし、慢性栄養不良の有病率は依然として高い。マラウイ人口保健調査 (MDHS) によると、5 歳未満児の発育阻害は、2010 年の 47% から 2016 年には 37% に低下したが、2024 年には 38% とわずかに増加している。また、2024 年には 6-59 か月の子どもの 56%、15-19 歳の女性の 42% が貧血である。さらに、15-19 歳の思春期女子の 10% が痩せ 10% が過体重及び肥満という栄養の二重負荷の問題が生じている。

栄養状態の悪い子どもは学校への入学が遅れ、出席時間が短く、留年する可能性が高いことが示されている。さらに、学童・思春期の栄養問題は、妊娠や出産アウトカムに影響をもたらし、生まれてくる子どもが低出生体重、あるいは発育に課題を抱えるなど、世代を超えた栄養課題に直結するため、これらの解決は国の発展においても重要な社会課題である。また学校は地域に根差し、日常的に子どもが集まる「人間の安全保障の最前線」であるとともに、特にマラウイのように保健医療アクセスが限られた状況において「最も身近な保健サービスの場」であり、子どもと家族にとって重要である。

この状況の中、マラウイ保健省栄養局は、「国家マルチセクトラル栄養政策 (2025-2030 年)」を策定・発表し、世代間の栄養に関する負の連鎖を断ち切るため、学童・青少年への多部門栄養介入の重要性を打ち出している。

教育の側面からは、教育省を通じて 1999 年に学校給食プログラムを正式に開始し、学校の欠席率と退学率の削減を目指した。教育省と保健省栄養局は、2006 年に学校保健栄養 (School Health and Nutrition; SHN) プログラムを拡大し、より広範な保健・栄養目標を包含するようにした。2007 年、プログラムを見直し、学校栄養、HIV/AIDS 予防、男女平等、水・衛生・衛生 (WASH)、緊急時の教育などの介入策を統合した。

しかし、現状、1) 学童に特化した学校給食以外の介入計画が明確でない、2) セクター間の調整能力が地区によって異なる、3) コミュニティレベルではセクター間の調整が弱く、学校栄養の取り組みに携わる人材の能力不足がある、4) 学齢児童の栄養状態や実施されている活動を評価できる評価システムが確立されていない、などの課題がある。

マラウイ保健省は、このような問題に対処するため、学齢期・思春期の子どもたちの健康と栄養を改善し、それによって子どもたちの学習に貢献するための技術協力を国際協力機構（JICA）に要請した。保健省は、持続可能なマルチセクター、人間中心のアプローチを通じて、SHN で経験されている課題に取り組むための支援を要請している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全工程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメント、障害主流化、及び人間の安全保障を推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026年8月上旬～2026年8月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② マラウイ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2026年8月下旬～2026年9月中旬）

- ① JICAマラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ② マラウイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録

を作成する。

- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
- ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制（男女比も含めて確認）
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（WHO、WFP、UNICEF、UNESCO、NGO等）の活動動向、連携の可能性
 - オ) 上記ア)～エ) 全てにおけるジェンダー視点に立った情報収集と分析。加えて、対象地域の社会や組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析。なお、同情報を収集する際は、「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き【教育】【保健医療】」
(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>) を参照すること。
 - カ) 障害者のニーズ・実態、アクセスと利用上の障壁の把握、障害主流化にかかる実施体制・関係者・データの確認。なお、同情報を収集する際は、「JICA事業における障害主流化の推進 分野別ガイダンスノート 栄養の改善」
(https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/_icsFiles/afieldfile/2026/04/13/Nutrition.pdf)を参照すること。
 - キ) オ) カ) の分析により把握したジェンダー及び障害主流化課題に対応する活動（案）、活動のためのインプット（案）、活動の進捗を測る指標（案）の提案。
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。

- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。また、関係者ととも③にて提案した活動、インプット、指標のPDM（案）への組み込みを検討する。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 現地で収集した情報を元に、安全情報を集約し案件別安全対策検討シートを作成を行う。
- ⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAマラウイ事務所等に報告する。

（3）整理業務（2026年9月下旬～2026年10月上旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書

2026年10月9日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年8月22日～9月13日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約1週間先行しての現地調査開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA マラウイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるア

ポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループグローバルヘルス・保健第一チームから配付しますので、hmge1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・国家マルチセクター栄養戦略計画 2025-2030

<https://health.gov.mw/storage/resources/NATIONAL%20MULTISECTOR%20NUTRITION%20STRATEGIC%20PLAN%202025%20-%202030%20June%2012%20.pdf>

・Demographic and Health Survey 2024, Malawi

https://finance.gov.mw/documents/uploads/2026-02/2024%20MDHS%20Full%20Report%20Final%20%281%29_compressed.pdf

・JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【教育】

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_01_gender.pdf

・JICA 事業におけるジェンダー主流化の手引き【保健医療】

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_09_health.pdf

・JICA 事業における障害主流化の推進 分野別ガイダンスノート 栄養の改善

https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/_icsFiles/afieldfile/2026/04/13/Nutrition.pdf

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて

頂きます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上